

長崎県総合評価落札制度 検討委員会（第3回）

平成21年2月4日

長崎県土木部建設企画課

第2回委員会における追加説明事項

- ① 当年度受注高の状況による評価方法見直しによる効果の検証。
- ② 知的財産権の法的位置付け。

①当年度受注高の状況による評価方法見直しによる効果の検証

「当年度受注高」の改訂

改訂後（平成20年12月1日以降）

（港湾・漁港の海上工事の30点の場合）

評価項目・評価内容	評価基準	配点
当年度受注高の状況 （当該年度受注額÷ <u>5ヶ年度年間平均完成高</u> （受注額、完成高とも、土木一式工事）） ※ <u>5ヶ年度年間平均完成高</u> ・過去5ヶ年分の県発注工事の土木一式工事の平均受注額（最終請負契約額） ※公告する工事が土木一式工事の場合適用	比率0.25未満 比率0.25以上～0.5未満 比率0.5以上～0.75未満 比率0.75以上～1.0未満 <u>比率1.0以上～1.25未満</u> <u>比率1.25以上</u>	0.3 0.23 0.15 0.08 0 <u>-0.3</u>

改訂前（平成20年11月30日以前）

（港湾・漁港の海上工事の30点の場合）

当年度受注高の状況 （当該年度受注額÷ <u>年間平均完成高</u> （受注額、完成高とも、同一工事種別）） ※ <u>年間平均完成高</u> ・2年間または3年間の公共工事と民間工事を併せた年間平均完成工事高	比率0.25未満 比率0.25以上～0.5未満 比率0.5以上～0.75未満 比率0.75以上～1.0未満 <u>比率1.0以上</u>	0.3 0.23 0.15 0.08 0
--	--	----------------------------------

シミュレーション

【公告日】：H20.11.25

【工事名】：巖原港改修工事（2工区）

【工事内容】：橋梁下部工1式

改訂後

入札参加者	当年度受注高 の状況	加 点 計	標 準 点 + 加 算 点	入 札 金 額	総 合 値 総 評 価	総 合 評 価 値 位
A	0.23	22.91	122.91	302,754,000	40.597	2
B	-0.3	22.38	122.38	301,550,000	40.584	3
C	0.15	23.13	123.13	302,550,000	40.697	1



改訂前

A	0.3	22.98	122.98	302,754,000	40.620	3
B	0.15	22.83	122.83	301,550,000	40.733	1
C	0.23	23.21	123.21	302,550,000	40.724	2

② 知的財産権の法的位置付け

「知的財産」とは

- ・人間の創造的活動により生み出されるもの（発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物等）
- ・商標、商号、その他事業活動に用いられる商品
- ・役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

「知的財産権」とは

- ・特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利
- ・法律上保護される利益に係る権利

「営業秘密」とは

以下の3つの要件を満たす技術上、営業上の情報（不正競争防止法上の営業秘密の保護の対象）

- ①秘密として管理されていること
- ②有用な情報であること
- ③公然と知られていないこと

知的財産権の種類

創作意欲を促進

信用の維持

知的創造物についての権利

特許権 (特許法)

- 発明を保護
- 出願から20年
(一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文学、学術、美術、音楽、プログラム
- 創作時から死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)

回路配線利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

営業秘密 (不正競争防止法)

(技術上、営業上の情報)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業標識についての権利

商標権 (商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)

商号 (会社法、商法)

- 商号を保護

商品等表示・商品形態 (不正競争防止法)

- 【以下の不正競争行為を規制】
- 混同惹起行為
- 著名表示冒用行為
- 形態模倣行為(販売から3年)
- ドメイン名の不正取得等
- 誤認惹起行為

産業財産権

(注) 知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を産業財産権という。

長崎県情報公開条例（抜粋）

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会（中略）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下省略）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

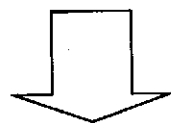
(2) 法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。（以下省略）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

今後の施工計画提案の公表のあり方

- ① 入札公告に明記のうえ、全企業の評価内容を公表する。



【メリット】

- ・ 技術力の平準化

【デメリット】

- ・ 企業の知的財産権の侵害
- ・ ペーパーカンパニーを生む恐れ

- ② 従来どおり。

総合評価落札方式改善案

金 額 (億円)	対象企業	方 式	加算点	配分 割合	適 用 工 事
原則1～ 2未満	地 域 内	特 別 簡易型	10点	0:3:7	・全工事
2～3未満	隣 接 地域内	特 別 簡易型	10点	0:3:7	【特別簡易型】 ・施工難易度が低く、工 夫の余地が小さい工事 【簡 易 型】 ・施工難易度が高く、工 夫の余地が大きい工事 ・橋梁工事 ・海上工事 ・トンネル ・ダム ・特殊建築
		簡易型	20点	2:3:5	
3～ 26.3未満	全 県	簡易型	20点	2:3:5	・全工事 ※3億円以上になると、工事規模 が大きく、社会的負担が大きい ため。
26.3以上 (WTO)		標準型	30点	4:1:1	・全工事

加算点・配分割合（施工計画：配置予定技術者の能力：企業の施工能力）

		平成20年度			改 善 案				
					前 回 提 案			今 回 提 案	
金 額（億円）	対 企 象 業	加算点	割 合	件 数		方式	加算点	割 合	方式・加算点・割合・（件数）
原則1 ～2未満	地域内	20点 30点	4:3:3	78		特 別 簡易型	10点	0:3:7	特別簡易型 10点 0:3:7 (83件)
2～3未満	隣 接 地域内			22	51	簡易型	20点	2:3:5	
3～5未満	全 県			22					
5～26.3 未満				1					
26.3以上 (WTO)		30点 40点 50点	4:1:1	6	1				
合 計 件 数				130					(130件)

特別簡易型配点案一覧表

工 事 種 別	区 分	評価項目及び配分点																							安 全 管 理	加 算 点 合 計	
		施工計画	配置予定技術者						企業の施工能力																		
			技術者の 施工実績	技術者の 工事成績	技術者の 表彰	資 格 A	資 格 B	計	企業の実績関係							作業船関係			地域要件					計			
									企業の 施工実績	工 事 成 績	施 工 実 績 件 数	工 事 表 彰	当 年 度 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 実 施 体 制 拠 点	地 域 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 A	社 会 貢 献 活 動 B				小 計
陸上工事	配点	—	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1	0.5	0.5	0.2	0.8	0.3	0.1	3.4				1.5	1.2	0.6	0.3	3.6	7	0 -0.5	10
	割合	—	6%	9%	3%	6%	6%	30%	10%	5%	5%	2%	8%	3%	1%	34%				15%	12%	6%	3%	36%	70%		
海上工事	配点	—	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1	0.5	0.5	0.2	0.8	0.3	0.1	3.4	2	1	3	0.25	0.2	0.1	0.05	0.6	7	0 -0.5	10
	割合	—	6%	9%	3%	6%	6%	30%	10%	5%	5%	2%	8%	3%	1%	34%	20%	10%	30%	25%	2%	1%	0.5%	6%	70%		

簡易型配点案一覧表

工 事 種 別	変 更 前 後	区 分	評価項目及び配分点																							加 算 点 合 計							
			施工計画	配置予定技術者						企業の施工能力																		安 全 管 理					
				技術者の 施工実績	技術者の 工事成績	技術者の 表彰	資格 A	資格 B	計	企業の実績関係							作業船関係					地域要件					従 業 員 数		県 内 生 産 品 使 用	計			
										企業 の 施 工 実 績	工 事 成 績	施 工 実 績 件 数	工 事 表 彰	当 年 度 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	海 上 起 重 作 業 管 理 技 士 数	船 員 （ 船 員 保 険 適 用 ） 数	小 計	工 事 実 施 体 制 拠 点	地 域 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 A						社 会 貢 献 活 動 B	小 計	
陸上工事	変更前	配点	8	2		2	2		6	1	1		1	0.5	0.5		4							0.5	0.5	0.4		14	0.3	0.3	6	0 -1	20
		割合	40%	10%		10%	10%		30%	5%	5%		5%	25%	25%		20%							25%	25%	2%		7%	15%	15%	30%		
	変更後	配点	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	2	1	1	0.3	1.4	0.5	0.2	6.4							1.5	1.2	0.6	0.3	3.6			10	0 -1	20
		割合	20%	6%	9%	3%	6%	6%	30%	10%	5%	5%	15%	7%	25%	1%	32%							75%	6%	3%	15%	18%			50%		
海上工事	変更前	配点	8	2		2	2		6	0.6	0.6		0.6	0.2	0.2		2.2	1.2	0.6	0.6	0.6	3	0.2	0.2	0.2		0.6	0.12	0.12	6	0 -1	20	
		割合	40%	10%		10%	10%		30%	3%	3%		3%	1%	1%		11%	6%	3%	3%	3%	15%	1%	1%	1%		3%	0.6%	0.6%	30%			
	変更後	配点	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	2	1	1	0.3	1.4	0.5	0.2	6.4	2	1			3	0.25	0.2	0.1	0.05	0.6			10	0 -1	20	
		割合	20%	6%	9%	3%	6%	6%	30%	10%	5%	5%	15%	7%	25%	1%	32%	10%	5%			15%	13%	1%	0.5%	0.3%	3%			50%			

評価項目の改善案

「配置予定技術者」

評価項目	問 題 点	改 善 案				
「技術者表彰」	・ 配点割合が10%と高く落札決定に占めるウェイトが高い。 ・ 過去5ヵ年度(H16年度からH20年度)の表彰者数は130人である。 ・ 表彰はされていないが、それと同等の優秀な技術者は多数存在する。 まとめ ・ <u>技術者全体を正確にとらえた評価とはなっていない。</u>	・ 「技術者表彰」の項目は、配置予定技術者の能力評価の一部として残す。 配点割合 <table><tr><td>現状</td><td>改善案</td></tr><tr><td>2点(10%)</td><td>⇒ 0.6点(3%)</td></tr></table>	現状	改善案	2点(10%)	⇒ 0.6点(3%)
現状	改善案					
2点(10%)	⇒ 0.6点(3%)					
「技術者の工事成績」 の追加	※上記、問題点の改善のため新規追加。	・ 過去の同種工事の<u>工事成績</u>を評価する。 配点割合 <table><tr><td>現状</td><td>改善案</td></tr><tr><td>なし</td><td>⇒ 1.8点(9%)</td></tr></table>	現状	改善案	なし	⇒ 1.8点(9%)
現状	改善案					
なし	⇒ 1.8点(9%)					

「企業の施工能力」

評価項目	問題点	改善案
「工事成績」 (過去2年間の 工事成績の平均)	・施工実績件数は企業ごとに異なり、工事成績の平均点のみが企業の施工能力を正確に反映しているとは限らない。 ・同程度の工事成績でも、施工実績件数が多い企業と少ない企業の両方が存在する。	・「工事成績」の評価内容は変更せず、別途評価項目を新たに追加する。 配点割合 現状 1点(5%) ⇒ 1点(5%)
「施工実績件数」 の追加 (過去2年間の 施工実績の合計)	※上記、問題点の改善のため新規追加。	・新たに、「施工実績件数」を評価する。 配点割合 現状 改善案 なし ⇒ 1点(5%)

評価項目	問 題 点	改 善 案
海上工事における 評価項目数	・ 海上工事においては、作業船に関する 評価項目数が多い。	・ 船員関係の評価は作業船に付随するもの として、作業船の保有状況の評価項目に まとめる。 ・ 配点割合は変更せず評価項目数を簡素化 する。
「従業員数」	・ 従業員数の大小が企業の技術力を表して いるとは限らない。	・ 削除する。
「県内生産品の使用」	・ 平成21年4月より、長崎県発注の公共 工事に県内生産品の使用を義務付ける。	・ 削除する。

「追加設定項目」

評価項目	目 的	評価項目例
「配置予定技術者」		
・ 資 格 B	・ 工事の品質確保に有効な資格を持つ技術者に配点可能とする。	・ 地すべり工事における地すべり防止工事士 ・ 舗装工事における舗装施工管理技士
「企業の施工能力」		
・ 基幹技能者の配置	・ 工事の種類により、より品質確保に有効な各種基幹技能者の配置に配点可能とする。	・ 機械土工基幹技能者の配置 ・ 鉄筋基幹技能者の配置
・ 社会貢献活動B	・ 地域における社会貢献の評価項目を追加可能とする。	・ 消防団員の雇用等